むつ年金事務所 ☎22-2278

離婚時の年金分割制度のお知らせ

- ■離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とする ことができます。
- ■離婚後2年以内※に手続きを行っていただく必要があるので、お早めにお近くの年金事務所までご相談ください。
 - ※年金分割割合を定める調停等の長期化により離婚後2年を経過した場合は、調停等の成立日から6か月以内であれば手続き可能です。

離婚時の年金分割のイメージ

- ○サラリーマンなどが加入する厚生年金は、給与などの報酬の額に応じて保険料を納付し、 報酬額の記録に応じて厚生年金が支払われます。
- ○離婚時の年金分割が行われると、婚姻期間中について、厚生年金の支給額の計算の基と なる報酬額の記録が分割されることになり、年金額をお二人で分割できます。

年金分割の方法(2種類)

※いずれの場合も、原則として離婚後2年以内に手続きを行うことが必要です。

【合意分割】

- ○お二人からの請求により、年金を分割できます。
- ○年金分割の割合は、お二人の合意、または、裁判手続によって決定されます。

【3号分割】

- ○サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者※であった方からの請求により、年金を分割できます。
- ○年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。
- ○平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。
 - ※厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳 未満の方。

【お問合せ】住民生活課 住民係 担当:宮澤

国民健康保険税(第3期)、後期高齢者医療保険料(第2期)の納期は、

9月30日(水)です。忘れずに納入しましょう!

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。 また、新型コロナウイルス感染症の影響による相談も受付しています。 お気軽に住民生活課税務係へご相談ください。